

(受理番号)	28-5	(受理年月日) 平成28年6月1日
	陳 情	
件 名	熊本地震の発生に鑑み伊方原発の再稼働に反対する意見書の提出について	
要 旨	<p>熊本地震のように、ある断層帯での地震が周囲の断層帯を刺激して連鎖的に震源域が広がっていくようなことは、従来、注目されていなかったが、同地震の発生により、専門家は連鎖的な大地震発生の可能性を警告しており、我々はまだ自然現象の全容を理解していないという事実を認識すべきである。</p> <p>また、基準地震動の想定が過小で、繰り返し発生する地震に対する耐震性等も考慮していない原子力規制委員会の新規制基準の欠陥や、建物倒壊のおそれのある中で屋内退避を求めたり、土砂崩れや道路の寸断等が起こる中で避難することを想定している避難計画の矛盾等も改めて明らかになった。</p> <p>現在の原発の最大の欠陥は、過酷事故を想定していながら、過酷事故の際に周辺住民の安全を守るための実効性ある地域防災計画が、原発の建設・運転を許可する際の法律上の要件となっていないことである。</p> <p>現状では、原子力規制委員会は、地域防災計画作成のための指針を公表し、自治体に具体的計画の作成を丸投げしているだけである。さらに、原子力防災会議が、自治体の防災・避難計画を無批判に追認することで、自治体の首長は、防災・避難計画の実効性確認の責任を政府に転嫁しており、曖昧な手続を根本的に改める必要がある。</p> <p>また、周辺自治体、病院、福祉施設、輸送業者、警察、自衛隊等からの協力を得て、インフラが十分に機能することを当てにした今日の防災・避難計画は、要援護者の受入先と避難の具体的な手順が決まっていないことや、被曝の危険にさらされる作業についての規定がないなど、重大な問題がある。</p> <p>このような状況の下で伊方原発を再稼働することは、多くの住民の命を危険にさらし、福島第一原発事故によって起きた悲劇を、再びこの四国でも引き起こしかねない極めて無責任な行為である。</p> <p>ついては、国、愛媛県、四国電力、原子力規制委員会に対して、伊方原発の再稼働に反対する意見書を提出するよう陳情する。</p>	